

第9編 民間都市開発推進資金融資

第1章 特定民間都市開発推進資金貸付金

第9条 貸付対象

法第1条第10項の規定による資金の貸付けのうち、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号。以下「民間都市開発法」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に要する資金の貸付けは、同法第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）が行う同法第4条第1項第1号に掲げる業務（以下「参加業務」という。）及び同項第2号に掲げる業務（以下「融通業務」という。）について行う。

第9条の2 貸付額

- 1 法第1条第10項の規定による参加業務に係る貸付金（以下「参加貸付金」という。）の額は、民間都市開発法第2条第2項第1号に掲げる民間都市開発事業に係る参加業務にあっては、民間都市開発法第4条第1項第1号に規定する公共施設等（以下この条において「公共施設等」という。）の整備に要する費用（都市再生特別措置法第30条の規定の適用を受ける民間都市開発事業に係るものにあつては公共施設等及び同法第19条の2第1項に規定する整備計画に記載された同条第8項に規定する事項に係る国際競争力強化施設の整備に要する費用、同法第71条の2の規定の適用を受ける民間都市開発事業に係るものにあつては公共施設等及び同法第71条第1項第1号に規定する緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用、同法第104条の規定の適用を受ける民間都市開発事業に係るものにあつては、公共施設等及び同法第103条第1項第1号の政令で定める公益的施設の整備に要する費用）から民間都市開発法第5条に規定する道路又は港湾施設の整備に関する費用（以下この条において「道路等整備費用」という。）を除いた額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。
- 2 法第1条第10項の規定による融通業務に係る貸付金（以下「融通貸付金」という。）の額は、融通業務について民間都市開発法第4条第2項第1号の規定により日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫（以下「日本政策投資銀行等」という。）に寄託する資金（道路等整備費用に充てるべきものを除く。以下「寄託金」という。）の額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。

第9条の3 機構貸付金の貸付申請の手続

機構は、参加貸付金又は融通貸付金（以下「機構貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、特定民間都市開発推進資金貸付申請書（様式第9-1号）に次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出しなければならない。

一 参加貸付金 次に掲げる書類

- イ 参加する事業（以下「参加事業」という。）の事業計画書（様式第9-2号）及び資金計画書（様式第9-3号）
- ロ 共同事業者たる民間事業者との協定書案
- ハ 機構が取得する建築物又はその敷地（地上権その他の使用収益権を含む。以下「取得建築物等」という。）に関する管理処分方針（様式第9-4号）

ニ その他都市局長が指定する書面

二 融通貸付金 特定民間都市開発推進資金貸付申請書記載の金額が必要であることを証する書類

第9条の4 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長は、機構貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、機構に対して、特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書（様式第9-5号）を送付するものとする。

第9条の5 機構貸付金の支払請求の手続

- 1 機構は、前条の貸付決定（第9条の16第3項の規定による貸付決定の変更があつたときは、その

変更後のもの。)に基づき機構貸付金の交付を受けようとするときは、参加貸付金にあっては、特定民間都市開発推進資金支払請求書(様式第9-6号)に支払計画、参加事業の進捗状況等に関する書面を添えたもの、融通業務にあっては、特定民間都市開発推進資金支払請求書(様式第9-6号)を支出官国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

- 2 機構は、参加貸付金に係る第1回目の特定民間都市開発推進資金支払請求書を提出するときは、共同事業者たる民間事業者との協定書の写を提出しなければならない。

第9条の6 機構貸付金の交付

国の機構貸付金の交付は、前条第1項の特定民間都市開発推進資金支払請求書の提出があった後、第9条の4の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書記載の貸付金交付時期等(参加業務にあっては、支払計画、参加事業の進捗状況等を含む。)を勘案して行う。この場合において、機構は、機構貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書(様式第9-7号)を提出しなければならない。

第9条の7 利子

機構貸付金は、無利子とする。

第9条の8 償還期間及び償還方法

- 1 機構貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めたときのほか、20年(5年の据置期間を含む。)とする。
- 2 機構貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、参加貸付金にあっては、毎年度9月20日及び3月20日とし、融通貸付金にあっては、毎年度6月20日及び12月20日又は9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年毎の償還額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 機構貸付金が分割して交付される場合の第2回目以降の交付に係る貸付金の償還期日は、第1回目の交付に係る貸付金の償還期日と同一とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、都市局長が特に必要と認めたときは、参加貸付金の償還方法は一括償還の方法によることができるものとし、償還期間は10年以内とする。

第9条の9 繰上償還

- 1 機構は、この要領に別に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、機構貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 機構が、参加業務について、取得建築物等を譲渡した場合について、次条第1項又は第2項の規定により、繰上償還の申込みをした場合(様式第9-8号)
 - 二 機構が、融通業務について、日本政策投資銀行等から寄託期間を繰り上げて寄託金の返還を受けた場合において、次条第3項の規定により、繰上償還の申込みをした場合(様式第9-8号)
 - 三 第9条の12第1項の規定により、又は第9条の17、第9条の18第2項若しくは第3項、第9条の19第2項若しくは第9条の23第3項の規定に基づく指示により、都市局長が機構貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合(様式第9-9号)
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合(様式第9-8号)
- 2 都市局長は、前項第1号、第2号又は第4号の場合には、機構貸付金の繰上償還をすべきことを機構に通知するものとする。(様式第9-10号)

第9条の10 取得建築物等の譲渡が行われた場合等における繰上償還

- 1 機構は、参加業務について、取得建築物等を譲渡した場合においては、当該参加業務に係る参加貸付金の未償還残高を当該譲渡した日から起算して10日以内に償還しなければならない。
- 2 前項の場合において、取得建築物等の一部について譲渡をしたとき又は譲渡代金を分割受領する

ときは、前項の規定にかかわらず、参加貸付金の総額に取得建築物等の価額に対する当該譲渡をした部分の価額の割合又は譲渡代金に対する当該分割受領した額（第2回目以降の分割受領にあつては、当該分割受領の日までに受領した累計額）の割合を乗じて得た額に相当する額が、当該譲渡の日又は当該分割受領の日までに償還した額と当該譲渡の日又は当該分割受領の日から起算して10日以内に第9条の8の規定により償還すべきこととされていた償還金との合計額を超える場合に限り、当該超える額を償還すれば足りるものとする。

- 3 機構は、融通業務について、日本政策投資銀行等に対し、寄託期間を繰り上げて寄託金の返還を請求し、これを受けた場合においては、当該融通業務に係る融通貸付金の総額に当該融通業務に係る寄託金の総額に対する返還を受けた金額の割合を乗じて得た金額を、当該寄託金を受けた日から起算して10日以内に償還しなければならない。
- 4 機構が前2項の規定による償還を行った場合における機構貸付金の未償還残高の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前2項の規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とする。ただし、都市局長が必要と認めて別に償還期間又は据置期間を定めたときは、この限りでない。
- 5 資産担保証券等により譲渡代金を受領するときは、第1項の規定にかかわらず、参加貸付金の未償還残高の償還は、償還期間を、残存の償還期間とし、その償還期間までに、当該参加貸付金の償還方法に従い、一括償還又は均等半年賦償還の方法により行うものとする。ただし、都市局長が特に必要と認めたときは繰上償還を命じることができる。

第9条の11 延滞金

機構は、第9条の8から第9条の10までの規定による機構貸付金の償還を怠ったときは、当該

償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第9条の12 貸付条件違反等による繰上償還

- 1 機構は、次の各号の一に該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に機構貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第9-9号）
 - 一 正当な理由なく機構貸付金の償還を怠った場合
 - 二 第9条の14から第9条の24までの規定に違反した場合
 - 三 民間都市開発法第12条の規定により機構が改善命令を受けた場合で、都市局長が必要と認めた場合
 - 四 民間都市開発法第13条の規定により機構が同法第3条第1項の指定を取り消された場合
 - 五 前各号に掲げる場合を除くほか、機構貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合
- 2 機構は、前項（第1号を除く。）の規定により、又は第9条の17、第9条の18第2項若しくは第3項、第9条の19第2項若しくは第9条の23第3項の規定に基づく指示により、機構貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該機構貸付金の総額（機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第9条の13 貸付決定の取消し等

都市局長は、機構が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第9条の4及び第9条の16第3項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第9条の6の規定による機構貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第9条の14 経理の整理

- 1 機構は、参加業務に係る経理を参加事業ごとに帳簿上区分して整理しなければならない。
- 2 機構は、融通業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第9条の15 機構貸付金の目的外使用の禁止等

- 1 機構は、機構貸付金を第9条の4の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。
- 2 機構は、日本政策投資銀行等から返還を受けた寄託金（融通貸付金に係るものに限る。）を使用してはならない。
- 3 機構は、次の各号に掲げる利子を前条の規定に従って整理するとともに、その使用に当たっては、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。
 - 一 機構が参加貸付金の交付を受けた日から参加事業に要する費用を支払うまでの間に当該参加貸付金によって生じた利子
 - 二 機構が取得建築物等の譲渡代金を受領した日から国に償還する日までの間に当該譲渡代金（参加貸付金に係るものに限る。）によって生じた利子
 - 三 機構が融通貸付金の交付を受けた日から日本政策投資銀行等に寄託する日までの間に当該融通貸付金によって生じた利子
 - 四 機構が日本政策投資銀行等から寄託金の返還を受けた日から国に償還する日までの間に当該寄託金（融通貸付金に係るものに限る。）によって生じた利子

第9条の16 事業計画等の変更

- 1 機構は、第9条の3第1号に規定する書類の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第9条の4の貸付決定の内容に変更を要するときは、機構は、第9条の3に規定する貸付申請の手續に準じて特定民間都市開発推進資金貸付申請書（様式第9－11号）を都市局長に提出しなければならない。
- 3 第9条の4の規定は、前項の規定による特定民間都市開発推進資金貸付変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第9－12号）

第9条の17 参加事業の中止又は廃止

機構は、参加事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。この場合において、都市局長が必要な指示をしたときは、機構は、これに従わなければならない。

第9条の18 業務遂行の義務

- 1 機構は、機構貸付金の交付を受けた日の属する年度内でかつ交付を受けた日から10日以内に、第9条の4の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書において定めるところにより、参加貸付金を参加事業に充当し、又は融通貸付金を日本政策投資銀行等に寄託しなければならない。
- 2 機構は、前項の定めるところにより参加貸付金を事業に充当し、又は融通貸付金を日本政策投資銀行等に寄託することができない場合又は困難になった場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。
- 3 機構は、第9条の4の特定民間都市開発推進資金貸付決定通知書において定めるところにより参加事業を実施することができない場合又は困難になった場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第9条の19 取得建築物等の賃貸又は譲渡

- 1 機構は、取得建築物等を第9条の3第1号ハに掲げる管理处分方針に反して使用し、若しくは処

分し、又は取得建築物等を担保に供してはならない。ただし、参加業務の遂行に支障を及ぼさない限度において使用する場合において、あらかじめ、都市局長の承認を受けたときは、この限りではない。

- 2 機構は、取得建築物等を前項の管理処分方針に従って賃貸し、又は譲渡することが著しく困難になった場合には、速やかに都市局長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 機構は、取得建築物等の全部又は一部を賃貸し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ、都市局長に取得建築物等管理処分計画(様式第9-13号)を提出して、承認を受けなければならない。

第9条の20 賃貸又は譲渡の基準

- 1 取得建築物等の賃貸又は譲渡の相手方は、参加業務の目的を達成するために必要な資力及び信用を有するもののうちから定めなければならない。
- 2 取得建築物等の賃貸価格又は譲渡価格は、近傍類似の建築物等の賃貸価格又は取引価格を基準とし、当該参加事業に要する費用及び当該取得建築物等の位置、品位及び用途を勘案して、定めなければならない。

第9条の21 賃貸又は譲渡するときの条件

- 1 機構は、取得建築物等を賃貸し、又は、譲渡しようとするときは、参加業務の目的が達成されるよう必要な条件を附さなければならない。
- 2 機構は、取得建築物等を譲渡し、譲渡代金を分割受領しようとするときは、当該譲渡代金の支払が完了するまでの間、譲受人が当該取得建築物等を譲渡し、賃貸し、又は担保に供しようとする場合にはあらかじめ機構の承認を受けなければならないことを内容とする条件を附さなければならない。
- 3 機構は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。

第9条の22 届出の義務

機構は、機構貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の一に該当する場合には、速やかに都市局長にその旨を届け出なければならない。

- 一 機構について、住所、名称若しくは代表者の変更又は民間都市開発法第4条第2項に規定する協定若しくは寄附行為その他重要な事項に変更を生じた場合
- 二 参加事業について、建築物等の火災その他重大な事故が生じた場合

第9条の23 業務報告書等の提出

- 1 機構は、毎年4月末日までに、前年度の機構貸付金に係る参加業務及び融通業務の実績について業務実績報告書(様式第9-14号)を作成し、都市局長に提出しなければならない。ただし、参加事業が完了した場合又は参加事業の廃止の承認を受けた場合には、事業の完了の日又は事業の廃止の承認を受けた日から1月以内に当該事業に係る業務実績報告書を提出しなければならない。
- 2 機構は、融通業務について、毎事業年度の各4半期終了後4週間以内に、前4半期における融通業務の状況に関し、業務状況報告書(様式第9-15号)を作成し、都市局長に提出しなければならない。
- 3 都市局長において機構貸付金に係る参加業務又は融通業務の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、機構は、その指示に従わなければならない。

第9条の24 帳簿書類の調査等

都市局長において、参加業務又は融通業務の適正な運営上又は債権の保全上必要があると認めて、機構貸付金の経理若しくはこれらの業務に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は機構貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第9条の25 費用の負担

機構貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、機構の負担とする。

第2章 選定事業資金貸付金

第9条の26 貸付対象

法附則第4項の規定による資金の貸付けは、機構が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者（以下「選定事業者」という。）に対して行う民間都市開発法附則第14条第3項第2号及び第3号に掲げる業務のうち次の各号に掲げるもの（同項第3号に掲げる業務にあつては、第1号に掲げる業務のうち街区公園、近隣公園、都市緑地又は緑道の新設又は改築、第2号に掲げる業務のうち公共下水道又は都市下水路の設置又は改築並びに第3号及び第4号に掲げる業務のうち土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行により必要となるものに限る。）並びに同項第4号に掲げる業務のうち次の第2号から第4号までに掲げるもの（以下「選定貸付業務」という。）について行う。

- 一 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和62年政令第275号。以下「民間都市開発令」という。）附則第2条第1項第2号に掲げる都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園の新設又は改築に係る業務（同法第12条の2又は第19条その他の法令の規定等により、国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）
- 二 民間都市開発令附則第2条第1項第3号に掲げる下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に係る業務（同法第34条その他の法令の規定等により、国がその費用の一部を補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）
- 三 民間都市開発令附則第2条第1項第7号に掲げる急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事に係る業務（同法第21条その他の法令の規定等により、国がその費用の一部を補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）
- 四 民間都市開発令附則第2条第1項第8号に掲げる海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る業務（同法第26条又は第27条その他の法令の規定等により、国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業に関するものに限る。）

第9条の27 貸付額

法附則第4項の規定による選定貸付業務に係る貸付金（以下「選定貸付金」という。）の額は、選定貸付金に係る機構の貸付金（以下「機構の貸付金」という。）の対象となる事業（以下「対象選定事業」という。）について国が負担し、又は補助を行うとした場合において算定される負担金の額又は補助金の額を限度として都市局長が必要と認めた額とする。

第9条の28 選定貸付金の貸付申請の手続

機構は、選定貸付金の貸付けを受けようとするときは、都市局長が別に定める期日までに、選定事業資金貸付申請書（様式第9-16号）に次の各号に掲げる書類を添えたものを都市局長に提出しなければならない。

- 一 対象選定事業の事業計画、資金計画等を記載した書面（様式第9-17号。ただし、民間都市開発法附則第14条第3項第3号に掲げる業務に係るものにあつては様式第9-18号）
- 二 選定事業者が機構の貸付金の貸付申請に当たって機構に提出する銀行等の債務保証に関する書面の写
- 三 その他都市局長が指定する書面

第9条の29 貸付決定の通知

支出負担行為担当官都市局長は、選定貸付金の貸付けを決定した場合には遅滞なく、機構に対して、選定事業資金貸付決定通知書（様式第8－19号）を送付するものとする。

第9条の30 選定貸付金の支払請求の手続

- 1 機構は、前条の貸付決定（第9条の45第3項の規定による貸付決定の変更があったときは、その変更後のもの。）に基づき選定貸付金の交付を受けようとするときは、選定事業資金支払請求書（様式第9－20号）に支払計画、対象選定事業の進捗状況等に関する書面を添えたものを支出官国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。
- 2 機構は、第1回目の選定事業資金支払請求書を提出するときは、選定事業者が機構の貸付金の貸付支払請求に当たって機構に提出する銀行等の債務保証に関する保証契約書の写を提出しなければならない（当該保証契約書が変更された場合においては、第2回目以降の選定事業資金支払請求書を提出するときに当該写を提出しなければならない）。

第9条の31 選定貸付金の交付

国の選定貸付金の交付は、前条第1項の選定事業資金支払請求書の提出があった後、第9条の29の選定事業資金貸付決定通知書記載の貸付金交付予定時期等その他支払計画、対象選定事業の進捗状況等を勘案して行う。この場合において、機構は、選定貸付金の交付を受ける際、都市局長に借用証書（様式第9－21号）を提出しなければならない。

第9条の32 利子

選定貸付金は、無利子とする。

第9条の33 償還期間及び償還方法

- 1 選定貸付金の償還期間は、都市局長が必要と認めて別の償還期間又は据置期間を定めたときのほか、20年（5年の据置期間を含む。）とする。
- 2 選定貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 選定貸付金が分割して交付される場合の第2回目以降の交付に係る貸付金の償還期日は、第1回目の交付に係る貸付金の償還期日と同一とする。

第9条の34 機構の貸付金の貸付条件

- 1 機構の貸付金の償還期間は、20年（5年の据置期間を含む。）とする。ただし、都市局長が前条第1項に規定する別の償還期間又は据置期間を定めた場合においては、機構の貸付金の償還期間及び据置期間は、当該別の償還期間及び据置期間と同一とする。
- 2 機構の貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、毎年度9月10日及び3月10日とする。ただし、当該期日が、銀行休業日に当たる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。
- 3 機構の貸付金の交付が分割して行われる場合の第2回目以降の交付に係る機構の貸付金の償還期日は、第1回目の交付に係る機構の貸付金の償還期日と同一とする。

第9条の35 繰上償還

- 1 機構は、この要領に別に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条の33の規定にかかわらず、選定貸付金を繰上償還するものとする。
 - 一 機構が、選定事業者から、選定事業者との貸付契約において定められた償還期間を繰り上げて

機構の貸付金の償還を受けた場合において、次条第1項の規定により、繰上償還の申込みをした場合（様式第9-22号）

- 二 第9条の38第1項の規定により、又は第9条の42第2項、第9条の46第1項若しくは第3項若しくは第9条の47の規定に基づく指示により、都市局長が選定貸付金の全部又は一部の償還を請求した場合（様式第9-23号）
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、機構が特別の事由により繰上償還の申込みをした場合（様式第9-22号）
- 2 都市局長は、前項第1号又は第3号の場合には、選定貸付金の繰上償還をすべきことを機構に通知するものとする。（様式第9-24号）

第9条の36 選定事業者から機構の貸付金の繰上償還を受けた場合における繰上償還

- 1 機構は、選定事業者から機構の貸付金の繰上償還を受けた場合には、当該繰上償還の額に相当する金額を、当該繰上償還を受けた日から起算して10日以内に償還しなければならない。
- 2 機構が前項の規定による償還を行った場合における選定貸付金の未償還残高の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとし、その償還期間は、残存の償還期間（前項の規定による償還が据置期間中に行われた場合には、残存の据置期間を据置期間として含む。）とする。ただし、都市局長が必要と認めて別に償還期間又は据置期間を定めたときは、この限りでない。

第9条の37 延滞金

機構は、第9条の33又は前2条の規定による選定貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払の日までの日数に応じ当該償還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

第9条の38 貸付条件違反等による繰上償還

- 1 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合において都市局長が償還期間の満了前に選定貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。（様式第9-23号）
 - 一 正当な理由なく選定貸付金の償還を怠った場合
 - 二 第9条の40から第9条の47までの規定に違反した場合
 - 三 民間都市開発法附則第14条第4項の規定により読み替えて適用する民間都市開発法第12条の規定により機構が改善命令を受けた場合で、都市局長が必要と認めた場合
 - 四 民間都市開発法第13条第1項の規定により機構が民間都市開発法第3条第1項の指定を取り消された場合
 - 五 前各号に掲げる場合を除くほか、選定貸付金に係る業務を誠実に遂行しない場合
- 2 機構は、前項（第1号を除く。）の規定により、又は第9条の42第2項、第9条の46第1項若しくは第3項若しくは第9条の47の規定に基づく指示により、選定貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき額を償還するほか、貸付けの日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該選定貸付金の総額（機構が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第37条の規定により算出した金額を国に納付しなければならない。

第9条の39 貸付決定の取消し等

都市局長は、機構が前条第1項各号に掲げる事由に該当することとなった場合においては、第9条の29及び第9条の45第3項の規定による貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は第9条の31の規定による選定貸付金の全部若しくは一部の交付を停止することができる。

第9条の40 経理の整理

機構は、選定貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第9条の4 1 選定貸付金の目的外使用の禁止等

- 1 機構は、選定貸付金を第9条の2 9の選定事業資金貸付決定通知書で定める用途以外の用途に使用してはならない。
- 2 機構は、選定事業者から償還を受けた機構の貸付金を使用してはならない。
- 3 機構は、次の各号に掲げる利子を前条の規定に従って整理するとともに、その使用に当たっては、あらかじめ、都市局長の承認を受けなければならない。
 - 一 機構が選定貸付金の交付を受けた日から選定事業者に機構の貸付金として貸し付ける日までの間に当該選定貸付金によって生じた利子
 - 二 機構が選定事業者から機構の貸付金の償還を受けた日から国に償還する日までの間に当該償還金によって生じた利子

第9条の4 2 業務遂行の義務

- 1 機構は、選定貸付金の交付を受けた日の属する年度内でかつ交付を受けた日から10日以内に、第9条の2 9の選定事業資金貸付決定通知書において定めるところにより、選定貸付金を機構の貸付金として選定事業者に貸し付けなければならない。
- 2 機構は、前項の定めるところにより選定貸付金を選定事業者に貸し付けることができない場合又は困難になった場合には、直ちに都市局長に報告して、その指示に従わなければならない。

第9条の4 3 選定貸付業務における機構と選定事業者との間の貸付契約に定めるべき事項

機構は、選定貸付業務における機構と選定事業者との間の貸付契約（以下この条において「貸付契約」という。）において、次の各号に掲げる事項についての定めをするものとする。

- 一 選定事業者は、機構の貸付金に係る経理を明確にするために、会計帳簿により他の財源による資金と明確に区分して整理しておかなければならないこと。
- 二 選定事業者は、機構の貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないこと。
- 三 選定事業者は、対象選定事業に係る事業計画、資金計画、銀行等の債務保証等で貸付契約で特に定めるものの変更をする場合には、機構の承認を受けなければならないこと。
- 四 選定事業者は、対象選定事業を中止し、又は廃止する場合には、機構の承認を受けなければならないこと。
- 五 選定事業者は、対象選定事業が予定の期間内に完了していない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに機構に報告して、その指示に従わなければならないこと。
- 六 選定事業者は、対象選定事業により取得した財産を貸付けの目的に反して使用、処分又は担保に供する場合には、機構の承認を受けなければならないこと。
- 七 選定事業者は、貸付契約で定めるところにより、対象選定事業の進捗の状況に関し、機構に報告しなければならないこと。
- 八 選定事業者は、対象選定事業が完了した場合（対象選定事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、貸付契約で定めるところにより、当該事業の成果を記載した実績報告書を機構に提出しなければならないこと。
- 九 選定事業者は、機構により、前号に規定する対象選定事業の成果が機構の貸付金の貸付けの目的及び事業計画書の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。
- 十 第5号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、貸付契約に基づく貸付けに係る債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
 - イ 選定事業者が正当な理由なく、機構の貸付金の償還を怠ったとき
 - ロ 選定事業者が、第1号から前号までに掲げる事項についての定めに従わないとき
 - ハ 選定事業者が、貸付契約で定める期間内に機構の貸付金の貸付けの目的に従って使用しないとき
 - ニ その他選定事業者が貸付契約の定めに従って誠実に事業を遂行しないとき

第9条の44 届出の義務

機構は、選定貸付金の償還が完了するまでの間、機構について、住所、名称若しくは代表者の変更又は寄附行為その他重要な事項に変更を生じた場合には、速やかに都市局長にその旨を届け出なければならない。

第9条の45 対象選定事業の事業計画等の変更承認等

- 1 機構は、選定事業者に対し、第9条の43第3号、第4号又は第6号の承認を行う場合には、あらかじめ都市局長の承認を受けなければならない。ただし、都市局長が別に定める変更に係る承認については、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、第9条の29の貸付決定の内容に変更を要するときは、機構は、第9条の28に規定する貸付申請の手續に準じて選定事業資金貸付決定変更申請書（様式第9-25号）を都市局長に提出しなければならない。
- 3 第9条の29の規定は、前項の規定による選定事業資金貸付決定変更申請書の提出があった場合について準用する。（様式第9-26号）

第9条の46 報告等

- 1 機構は、第9条の43第5号、第7号及び第8号の報告を受けた場合には、速やかに都市局長にその内容を報告するとともに、同条第5号及び第9号の指示を行う場合には、あらかじめ都市局長に報告しなければならない。この場合において、都市局長が必要な指示をしたときは、機構は、その指示に従わなければならない。
- 2 機構は、毎年4月末日までに、前年度の選定貸付業務の実績について業務実績報告書（様式第9-27号）を作成し、都市局長に提出しなければならない。
- 3 都市局長において選定貸付業務の状況又は実績が貸付けの目的に適合しないと認めて必要な指示をしたときは、機構は、その指示に従わなければならない。

第9条の47 帳簿書類の調査等

都市局長において、選定貸付業務の適正な運営上又は債権の保全上必要があると認めて、選定貸付金の経理若しくはこれらの業務に関し質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは参考となるべき報告若しくは資料の提出を要求し、又は選定貸付金の適正な運用を図るために必要な措置を講ずべきことを指示したときは、機構はこれに応じ、又は従わなければならない。

第9条の48 費用の負担

借用証書等に係る印紙税及び選定貸付金に係る公正証書の作成に要する一切の費用は、機構の負担とする。